

内地雑居実施にともなう  
諸変革

埴

叡

## 一、はじめに

明治三十二年（一八九九）七月十七日は治外法権が撤廃され、いわゆる内地雑居が実施された日である。明治外交史上最大の懸案の一つである条約改正の第一段階の成功が実現した日であった。同年七月十九日の一新聞はこの事について「新条約実施せられたり」と、夜が昼に成った程際立って様子の変るものに非ず、本年七月十七日の横浜は去年去々年の横浜と左迄の差異なし」と報じたが、外見上の変化はなくとも、広く社会の色々な面で変革を迫られていたし、実際とくに法制上の変革——新法の制定または旧法の改正という形で——が行われた。いわば第二の開国ともいうべき変化がそこにはみられる。内地雑居実施という、とかく従来は条約改正史の観点からのみ、あるいは当時の内地雑居論の諸相といった面から研究されてきたといえよう。本稿では明治三十二年を中心とした種々の変化に焦点を合わせ、それら諸変革の意義を考察する。重要なことは、この時点において決定されたことが今日まで基本的にはさしたる変更を受けることなく温存されてきたという点である。こころみに現代の六法全書を開いて

みればかたかなで書かれた法令の条文がかなりあることに気づくであろう。これら法令の大部分は明治時代の遺産であり、明治時代の影響が依然として強く残っていることを示すものである。本稿は第二の開国に視点をおいてその事を実証するという意図で書かれたものである。

## 二、対外関係

この項では a、雑居の先例、b、清国人労働者問題、c、在外日本人の処遇についてのべる。

a、雑居の先例といえはすぐに思い出されるのは、幕末以来明治八年の樺太・千島交換条約に至る間のサハリンであろう。その状況についてはすでに研究があるが<sup>2)</sup>、サハリンは内地ではなく気候条件その他からいってその雑居状態は日本側には不利に、ロシア側には有利に作用したと思われる。結果として日本はサハリンを放棄してしまうのであるが、英公使パークスの進言より早く明治二年四月に一建白書は次のように述べた<sup>3)</sup>。「北島唐太ノ儀ハ魯領ト接迫シ、殊ニ去寅年雑居御許容相成候後ハ、渠入費ヲ不吝人民ヲ移シ、山林荒野ヲ開拓シ、日々々々開化盛大ノ趣モ伝承仕候処、我皇国ニ於テモ御一新ノ機会ニ乗ジ断然開墾ノ御趣向可被<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>在ト遙ニ奉<sup>ニ</sup>仰望<sup>ニ</sup>居候所、其後御多端難<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>及<sup>ニ</sup>其儀<sup>ニ</sup>義ニ候哉今以依<sup>レ</sup>旧中々渠ト相競可キ勢ニモ至兼、此儘歲月遷延候ハ倍魯国ニ蚕食サレ、数年ヲ不出シテ全島渠ガ有ト相成候ハ掌ヲ指如義ト密ニ痛心無<sup>ニ</sup>止時<sup>ニ</sup>次第ニ御座候云々」と。これをみると、後年の雑居反対論の多くが優秀な欧米人種による日本の蚕食を憂えていたことを想起するのである。次にあげることのできる

事例は、事実上の雜居であつて居留地制度からはみ出したものと、もう一つは開港以来の函館における雜居がある。前者は条約改正において政治問題となり、対外硬派を生み出したことは周知の事実である。田口卯吉は明治二十二年「条約改正論」と題する演説で「今や外国人は日本国中の如何なる所にも旅行することが出来ます。日光でも箱根でも如何なる所でも居ります。(実に然り)内地旅行と内地雜居との區別は明にすることは出来ません。故に日光箱根辺には年百年中外国人は居ります。然り而して外国人は凡て日本の法律の支配を受ぬ人間であります。(拍手) 去れば若し此外国人にひどい目に遭されたる日本人があれば皆な外国の法律で支配されることあります。畢竟すれば日本帝国の中如何なる所にも外国人の行ける所には外国政府の法律が行はれ外国政府の裁判管轄に属すと申して宜しいのです。(喝采) なんと我々の身命も財産も不完全ではありませんか。」と実情をのべて雜居に賛成した<sup>4)</sup>。(一部かなづかひを改めた。―筆者)

次に後者については安政条約の開港場の一つである函館は地形の關係もあつて原則として居留地制度をとらず、雜居が行われていた。外国人は土地を借りて建物等を造ることが許され、例えば明治八年二月二十七日付のロシア人テイハイ・アナトリーに對する地所貸渡証書をみると、函館港第一大区四小区汐見町で司祭館を建てるための証書であり、「同所ハ定メタル居留地ニアラズ雜居ノ場所ナレバ、四隣人民及商業ニ対シ故障アルベカラザル事」と記してある<sup>5)</sup>。同様の証書は英国市民ウォルター・デ子ングに對しても出されている<sup>6)</sup>。一方、函館港内の船舶の碇泊については内外船とも入りまじる状況であつたが、ロシア・アメリカ・ス

イス・ポルトガル等のコンシユルは碇泊所をわけてほしいという意向をもち、これに對して日本側の問屋・船持共は境界を定めないう方がよいという意見であつた<sup>7)</sup>。以上の例は雜居必ずしも日本人にとつて不都合ではなかつたことを示すものである。

**b**、明治三十二年七月十七日、および八月四日をもって日本国内の居留地が廢止された一方では、清国におけるいわゆる日本專管居留地がこの年はじめておかれたことを無視するわけにはいかない。すなわち四月二十八日に福州に、十月二十五日には厦門に、さらに三十四年九月二十四日には重慶におかれたのである。欧米各国に對する平等な地位の獲得とアジア諸国に對する優越的地位のほぼ同時的確保は居留地に限つたことではない。例えば清やシヤムに對する治外法権問題の処理をみても、日清兩國間追加通商航海条約第十一条によると、「清国法律ノ状態其ノ施行ノ設備其他ノ要件ニシテ日本国力満足ヲ表ストキハ、其ノ治外法権ヲ撤去スルニ躊躇セサルヘシ」とみえる。(一九〇三年十月八日調印)<sup>8)</sup>またそれに先立つて一八九八年二月二十五日に調印された日暹羅修好通商航海条約の付属議定書第一でも「暹羅国政府ハ暹羅国ノ司法改革の完成セラルル迄即チ刑法、刑事訴訟法、民法(但シ婚姻法及相続法ヲ除ク)、民事訴訟法及裁判所構成法ノ実施ニ至ル迄日本国領事官ニ於テ在暹羅国日本国民ニ對シ裁判権ヲ執行スルコトヲ承認ス」と規定された<sup>9)</sup>。そしてとりわけ注目すべきことは、内地開放後渡來する清国人労働者に對する対策であつた。明治三十二年六月二十二日付の新聞記事によると、外務省調査では居留外国人総数は一万十五人で、その中清国人は五二九七人(男は四三一人)で第一位、次いで英人一七六三人、米人

一一四〇人で過半数は清国人である<sup>10)</sup>。明治三十年十月十四日の第二回条約実施研究会では清国人を問題にとりあげた。「改正条約実施後清国臣民ニ対シテハ他ノ締盟国人ト同一ニ内地雜居ヲ許可スヘキカ、若シ彼等ニ対シテハ特別ナル居留地制ヲ設クヘシトセハ其制度ハ如何又無条約人又ハ朝鮮国臣民ノ居住ハ如何スヘキヤ」という問いかけであった。「アノ通り風俗習慣ガ違ッテ来タリ何カスルモノデアリマスカラ多数ノ人が雜居スル時ニナリマスト云フト日本人ヨリモ尚ホ開化シナイ衛生トカ云フヤウナコトモ劣等ナ者が沢山混ッテ住ヒマスルト内地ノ日本人ニ感染セシムル憂ハナイカ。」(穂積八束)「先刻報告ノ中ニ支那人ノ労働者ガ内地ヲ解放スルト頻ニ這入ッテ来テ内地ノ労働者ト競争シテ内地ノ労働者が賃金ノ点ナリ或ハ勤勉ノ点ニ付イテ負ケヤシナイカト云フヤウナコトニ付イテノ御話ハナカッタデアリマスルガ。」(会長近衛篤磨)「詰マリ平均上カラ言ヒマシタラ支那人ノ方ガ日本人ノ労働者ヨリモ強イダラウト思ヒマス。平均ノ点ハ中々長イ時間モ働クシ、夫カラ極食物ナンゾモ悪ルイモノヲ食ッテサウシテ節儉デアル、支那人ハ欧羅巴ノ職人ヲ負カスト同ジ様ニ日本人モ随分負カスデアラウト思フノデゴザイマス。是ハ其処ガ単に経済上カラ言ヒマスルト夫ハ害ガナイ。」(田口卯吉)といった議論がかわされた<sup>11)</sup>。そして内地開放も目前に迫った五月二十二日横浜神戸長崎函館清国商人総代は外相青木周蔵に陳情書を提出した。長文なので要点のみ記すると、清国人のみに雜居を許さないことに反対してその理由として「第一貴邦支那人ヲ排斥セハ東洋ノ商務ヲ拡張スルノ機ヲ阻害スル事、第二支那人ヲ歓迎シテ其資本ヲ利用セハ貴邦工商業ノ發達ヲ助クルコトノ大ナル事、第

三支那人ヲ排斥スルハ大国ノ度量ヲ損シ兩國ノ感情ヲ害スル者ナル事、第四支那人ヲ排斥スルハ黃種人ノ資格ヲ損シ東洋ノ危機ヲ促スモノナル事」をあげた。しかし一方では排斥される理由もないわけではないとして「支那下等社会ハ無教育ノモノ多シ若シ雜居ヲ許サハ恐クハ日本ノ日本ノ風俗及衛生ニ害アラント、其二支那人儉ヲ以テ主トナシ在留国ト同化セス唯タ積儲ヲ務メテ之ヲ故国ニ持チ帰ル若シ雜居ヲ許サハ日本ノ經濟ニ妨ケアラント、其三支那人ハ工価低廉ナリ若シ雜居ヲ許サハ日本ノ經濟ニ妨ケアラント」という説もあげた。しかし営業資本ある商人には決してあてはまらぬ論であると主張している<sup>12)</sup>。なお神戸の沖仲仕・陸仲仕両組合は清国労働者非雜居期成同盟会を結成したという<sup>13)</sup>。また台湾においては労賃の安い清国労働者を歓迎していたらしい。七月三十一日の一新聞は「台湾總督府にては同地に於ける新事業の勃興に伴い經濟上より其労働賃銀を低減せしむるの方法として、清国労働者の渡航を促すの必要を認め」てその規則を府令(七十四号)の形式で発したと報じている。<sup>14)</sup>しからばその結着はどうついたかという、すでに明治二十七年八月四日公布の勅令第三百十七号で、清国臣民は居住地の府県知事に申出て住所職業氏名の登録をすることになっており、ただし内務大臣の特許を得てない者は帝國版図内に入れず、登録を請わない者は版図外に退去せしめることができた。この規定は三十二年七月八日の内務省令第三十二号では「一戸ヲ構ヘテ居住シ又ハ一戸ヲ構ヘサルモ九十日以上一市町村ニ居住スヘキ目的ヲ以テ居住スル外国人ハ自己及其ノ携帶セル家族ニ関シ氏名国籍職業年令居住所、居住ノ年月日、前居住所、外国ニ於ケル住所及携帶セル家族ノ統柄ヲ居住ノ日ヨ

リ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ」となり、さらに七月二十二日の勅令第三五二号ではその第一条に「外国人ハ条約若ハ慣行ニ依リ居住ノ地以外ニ於テ居住移転營業其他ノ行為ヲ為スコトヲ得、但シ労働者ハ特ニ行政官庁ノ許可ヲ受クルニ非サレハ従前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住シ又ハ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ス」ととりきめられたのである。

c、海外において日本人がどのように遇せられたかという点、一般的にこの時期移民が排斥される傾向が強まってきた。木曜島は日本人による真珠貝採取で有名な所であるが、日本人が閉め出されるという動きがみられる。「欧米国臣民ナル外国人ニシテ此地ニ採貝事業ニ従事セントスルモノハ其事業ニ就ク以前ニ於テ何時ニテモ容易ニ帰化スルカ故ニ此法律（後述―筆者）ノ為メニ害ヲ受クル事ナシ此ニ反シ日本人ハ帰化ヲ許可セラレサルカ故ニ此權利ヲ得ルコトヲ得ス故ニ其害ヲ受クルモノハ日本人ノミナリ。」以上の文は木曜島日本人会会長の政府あて請願書の一節である<sup>15)</sup>。当時の日本としては国民の外国への帰化を認めない方針であったから、帰化の問題は別としてその待遇に対して抗議をした。それにも拘らず、一八九九年八月二十九日真珠及海風漁業法修正法が公布されるに至った<sup>16)</sup>。さらにカナダではバンクーバーで帰化した日本人から州立法議会の選挙権を奪う立法がなされ（一九〇一年五月）、「人種ノ如何ヲ問ハス其選挙法ヲ読解スル力ナキモノニハ選挙法ノ行用ヲ許ササル」ことにした<sup>17)</sup>。しかし一方で日本人を欧米人並みに待遇するという動きもなかったわけではない。蘭領印度（インドネシア）では一八五四年の蘭領印度行政処務規定第百条第二項三項を改正して「耶蘇教徒、日本人及次項ノ規定ニ

該当セサル人ハ凡テ欧州人ト同一ノ待遇ヲ享受スヘシ——亞刺比亞人・モール人（黒人）、支那人及前項ニ記載セサルマホメット教徒及異教徒ハ凡テ土人ト同一ノ待遇ヲ享受スヘシ」とした。この件につき一八九九年二月末から三月初めにかけてのオランダ下院における殖民大臣の弁明は当時の日本の評価として興味深い<sup>18)</sup>。

「今日ノ日本ハ全ク旧時ノ日本ニアラス儼然タル一強国ナリ完全ナル一国家ナリ換言スレハ日本人ハ全ク欧州人ノ助力ヲ借ラスシテ自己ノ力ヲ以テ国家ヲ經營スル能力ヲ發揮スル人民ナリ見ヨ日本人ハ外国人ノ力ヲ藉ラスシテ其鉄道ヲ敷設セリ其船舶モ亦均シク日本人自ラ之ヲ艦装シ之ヲ運転ス且ツ商工業ノ發達進歩ニ於テモ優ニ欧州諸国ト比肩スルヲ得其他郵便電信等ノ行政ニ於テモ毫モ欧州諸国ト異ル処ナシ（中略）日本ニハ五十八艘ノ軍艦アリコレ又悉ク日本人ニ依リテ装置セラレ指揮セラル其他日本ハ欧州諸国ノ如ク議院政治ヲ為シ且ツ技芸學問共ニ高尚ナル域ニ達シ就中医学ノ發達ノ如キハ全ク欧州諸国ト同地歩ニ在リ」と。この日本にしてなお法権を無視される事件が長崎でおこっている。明治三十四年十月、三菱ドックで修繕中のドイツ軍艦ブザルト号乗組員五十名が大浦町の教会に寄宿中一水兵が犯罪を犯し警察官が引渡しを求めたところ、艦長・領事はその宿所を軍艦同様の兵營であると主張して引渡しを拒んだという事件である。犯人である水兵欠席のまま裁判が行われて五か月の重禁錮という判決が下された<sup>19)</sup>。

### 三、法制

内地解放にともなう新法の制定、法律改正は多方面にわたって

いるが、その主なものを次に列挙する。なお本稿で引用する法令は、とくに記載する以外はすべて「法令全書」による。

#### A、工業所有権法

明治二十七年七月十六日締結された日英通商航海条約の付属議定書第三によれば、「日本国政府ハ日本国ニ於ケル大不列顛國領事裁判権ノ廃止ニ先タチ工業ノ所有権及版權ノ保護ニ関スル列國同盟条約ニ加入スヘキコトヲ約ス」とあり<sup>20)</sup>、同様のとりきめがフランス等他の国々との間に結ばれた。いわば治外法権撤廃の交換条件ともいふべきものであった。このとりきめに従って、特許法・意匠法・商標法が三十二年中に成立した。

#### B、著作権法

A、でのべた事情により制定された。明治二十年の著作権法では外国人に対する保護を考へてはおらず、水野錬太郎の起草にかかるといわれる本法がはじめてそれを認めた近代的法律であるといえよう<sup>21)</sup>。当時の日本にとって重要な意義をもったのは翻訳権のことであった。すなわち本法では「著作者カ原著作発行ノ日カラ十年以内ニソノ翻訳ヲ発行シナイトキハ、ソノ翻訳権ハ消滅スル」と規定された。この法案に関する貴族院の特別委員長であった加藤弘之の主張をみると「外国書ヲ翻訳スルト云フコトニ就イテハ同盟ニ這入ルト誠ニ不便デアル、此同盟条約（一八八六年九月九日成立のベルヌ条約を指す―筆者）ニハ新ナ本ハ十年ノ間翻訳ガ出来ヌト云フ規定ニナツテ居ルノデアリマスカラ此同盟ニ這入ツタトキニハ是マデ外国ノ新ナル本ガ日本ニ舶来シテ来ル直グニ構ハズ翻訳ヲシタト云フコトハスルコトハ出来ナイコトニナツテシマフ（中略）サウシテ又外国ノ方カラ考ヘテ日本ヲ其同盟ニ入

レタタメニ沢山向フノ方ノ利益ガアルカト云フト、向フニモ沢山ノ利益ハナイ、翻訳モ西洋同士ノ翻訳デアリマスルト著述シテ直ニ翻訳サレルト云フコトガアルト随分困ルケレドモ日本語ニ翻訳スルト云フヤウナコトハ、西洋ノ各国ノ言葉同士デ翻訳スルヤウナニハ困リハシナイ」という。著作権という権利に対する認識が欠けているような発言であるが、いずれにせよ対等条約の代償として受けいれざるを得ない<sup>22)</sup>。しかもその後の条約により期間は延長されたが、十年という特例は認められ、現在に至るまで日本はその権利を留保しているのである<sup>23)</sup>。

#### C、国籍法

三十二年三月十六日公布されたわが国さいしよの国籍法である。原則として血統主義を採用し、父系優先主義をとっている。昭和二十五年改正されたのが現行国籍法であるが、その原則は変わっていない。今日父母両系主義の採用が議論されるに至っているという次第である。成立の過程その他詳細な内容については別稿に譲るが<sup>24)</sup>、二、三特徴的な点をあげてみよう。まず外国人は養子縁組や入夫婚姻というような身分行為によって日本国籍を取得し、民法で定める「家」の法律上の構成員になれたということ、ついで日本国籍を得た外国人は（帰化のばあいも含めて）、国務大臣・枢密院議長・副議長・顧問官・特命全権公使・陸海軍将官・大審院長・会計検査院長・行政裁判所長官・帝國議會議員となる権利を認められなかったことなどである。しかも日本国民は外国への帰化や国籍離脱の自由を認められていなかった。（のちに二重国籍を生じる関係で、大正五年米国籍を得ることはわずかに許された。）本法は三十一年成立の民法と同年改正された戸

籍法と一体をなして、日本国民の身分を確定するものであった。この点従来は民法と家制度という観点で多く論じられてきた傾向があり、国籍法のことを考慮に入れなかったきらいがある。なお国籍法と並行して「日本ノ国籍ヲ失ヒタル家族カ日本人ニ非サレハ享有スルコトヲ得サル権利ヲ有スル場合ニ於テ一年内ニ之ヲ日本人ニ譲渡セサルトキハ其権利ハ国庫ニ帰属ス」という「国籍喪失者ノ権利ニ関スル法律」が成立している。

(付) 戸籍法は改正されるとともに戸籍事務は内務省から司法省へ移管された。そしてこの移管にともなう措置として、新しく区裁判所を八丈島・新島・父島・宮古・八重山においた。これによって内務大臣、郡長の監督下におかれてきた戸籍事務は、新たに身分登録を加えて区裁判所の判事に委ねられることになり、第二次世界大戦終了時までこの体制が行われた。

#### D、関税法

条約実施を前に後進国税制の象徴であった輸出税は全廃され、三月十四日関税法が制定された。しかし協定関税は多少残されることになった。

#### E、取引所法

すでに明治二十六年三月四日に公布されていた取引所法の第十条第一項に「帝国臣民ニ非サレハ取引所ノ会員、株主、又ハ仲買人トナルコトヲ得ス」とある文から株主をけずり、外国人にも株主への途を開くことになった。

#### F、水先法

水先人の資格については議会でも問題になったが<sup>25)</sup>、結局外国人は水先人にはなれないと規定されるに至った。水先人から外国

人を除外するという規定については「外国ノ例ハ唯今マデニ調査ヲ致シマシタ処デハ合衆国ノ水先案内ハ亜米利加人デナケレバナラスト云フコトニ規定ニナツテ居ルデスガ其他欧州列国アタリデハサウ云フ例ヲ見ナイノデアルデス(政府委員佐藤秀頭の答弁)」と説明されている。そしてこの規定は現行法にもひきつがれている。(第五条第一号) ただし向う五年間は外国人にも水先免状を交代することとした。というわけは当時水先人はわずか二十四名で、しかもその中日本人は六名に過ぎなかったためである。この状況は徐々に改善する必要が認められ、やがては外国人を排除する方法として満六十才をもって停年と定めた。水先人から外国人が姿を消したのは、やっと大正十四年であったといわれる<sup>26)</sup>。水先人を日本人に限るとしたのは原案になく、議員の修正によるもので、「日本ノ港湾ノ水路、海峡等ハ、自ラ国家ノ防禦ノ一ニナツテイルノデアリマスカラナルベク日本人デ水先ヲツトメサセテ、外国人ニワガ航路ヲ自由ニ知ラシメザルコトヲ希望スルトイウ意味デアリマス」と説明されている。

#### G、噸税法

安政条約では外国船舶にトン税を課することができず、不平等条約の条項の一つとされてきたが、この時に至ってやっと制定することができた法令である。その第一条には「外国貿易ノ為外国ニ往来スル船舶開港シタルトキハ其入港毎ニ登簿噸数一噸ニ付十錢ノ噸税ヲ課ス(下略)」とある。「元来此議案ト申シマスモノハ、慶応時代ニ各国ト約束ヲ致シマシタ条約ニ依ツテ、噸税ト云フモノヲ取ルコトガ出来ナカッタノデアリマス、ソレガ故ニ唯大小ノ船ヲ問ハズ、手数料ヲ十五円ト七円ノ金ヲ徴収シマシタモノ

デゴザイマスル、然ル処ガ本年ノ七月限デ此噸税ヲ取ルコトノ出来ナイト云フ契約ガ廢止ニナリマシテ、八月以後ハ噸税トシテ徵收スルコトガ出来ルノデゴザイマス、又外國ノ比例ヲ取りマシテモ矢張日本ニ於テ——我帝國ニ於テ是ダケノ噸税ヲ取ルノハ比較的至当ナ比例ニナッテ居リマスル」(委員長報告)<sup>27)</sup>

#### H、軍機保護法・要塞地帯法

両法ともに七月十五日に公布された。外国人が自由に国内に入ってくることに對する予防策として制定されたことは明らかである。政府委員中村雄次郎の説明によれば、「現行ノ法律ニ依リマシテハ戰時即チ敵ナルモノノ生ジマシタルトキニ於キマシテハ即チ軍機軍情ノ漏洩致シマスルコトヲ取締リマル規定モ亦間牒ニ関シマスル規定モ尽ク備ッテ居リマスル、併ナガラ平時即チ未ダ敵ナルモノ生ゼザルトキニ於キマシテハ唯纒ニ陸軍刑法第五条及海軍刑法第八十四条ノ規定ガアリマスルバカリデゴザイマスル」<sup>28)</sup> という事情なので、平時における軍の秘密のもれることを防ぐため未遂罪を設けることにしたのである。

#### I、外債募集に関する法律

四月二十日公布で、外資導入という観点からとくに改進黨系の商工業者らは、早くから内地雜居に賛成の意を表していた<sup>29)</sup>。

#### J、船舶法

三月八日公布で、これも大部分は現行法にひきつがれている。第一条では日本船舶の要件を定め、第二条で日本船舶の日本国旗掲揚権を規定し、第三条において、日本船舶でなければ不開港場に寄港し沿岸貿易に従事する権利をもたないとして、沿岸貿易権の回収を企図したものである。なお本法の施行期日は、商法施行

の日と同じ六月十六日であった。

#### K、永代借地権および家屋税に関する件

雜居後も未解決のまま残された問題であり、一九〇五年五月二十二日の判決により國際調停裁判にも敗訴した<sup>30)</sup>。すべての完全な解決は一九四二年四月一日までひきのばされた。

#### L、保安条例・予戒令廢止案

提出者金山從革によると「第一期議會以来此案が本院ヲ通過セザルコトナキニモ拘ラズ、常ニ政府ノ反對ヲ受ク、且ツ常ニ貴族院ノタメニ本案が通過シナイト云フヤウナ訳デアリマシテ今日マデ其目的ヲ達スルコトガ出来マセヌノデアリマス(中略)今日ニ於キマシテ、斯ノ如キ憲政ノ本旨ニ戾ルヤウナ条例ヲ廢スルコトニ就キマシテハ」何も異存がないと信ずると訴えている。同じ提案者による予戒令廢止の建議案にも「保安条例ト同シク憲政ノ本旨ニ戾リ帝國ノ体面ヲ汚スモノニシテ國民ハ之カ為ニ權利ヲ枉屈セラレ常ニ安心ヲ欠クヲ見ル殊ニ本令發布ノ当時(二十五年一月二十八日勅令第十一号—筆者)ハ現今トハ大ニ社会ノ情勢ヲ異ニスルモノアレハ依然此ノ命令ヲ存スルノ必要ナシ故ニ速ニ之ヲ廢止セラレムコトヲ望ム」と記されてある<sup>31)</sup>。このうち保安条例は、三十一年六月二十五日廢止されたが、予戒令の方は廢止に至らなかった。(大正三年一月二十一日廢止)

#### M、集会及政社法改正と治安警察法

改正案は工藤行幹の説明では「此女子ト云フコトヲ除ケマシタノハ、集会結社法ニハ女子ヲ入レテ置キマシタケレドモ演説会等ニハ差支ナカラウト思フ、余リ日本ノ国デハ、女子ヲ輕蔑シテ政談ニ關係スベキモノデナイトシテ居ルカラ、選挙ノ時杯ニ賄賂ガ

行レルノデ、女子ニ家庭教育ノ必要ナト同ジコトデ、政治上ノコトモ聞イテ置クガ必要デアラウト思フカラ態ト入レタノデゴザイマス」<sup>32)</sup>とある通り、第五条で「左ニ掲クル者ハ政談集會ニ會同シ若ハ其發起人タルコトヲ得ス」と定め、その中に女子が含まれていたのを削るといふ案である。衆議院では、政府委員の内務省警保局長牧朴真が反対の意向を表明したが、三十一年五月二十七日可決された。貴族院に送付されて五月三十一日には第一読會が開かれた<sup>33)</sup>。その後第二読會は開かれなかつた模様で、その後の事情は不明である。恐らくすでに治安警察法の制定が日程に上つていて、女子の政治活動を禁止する方向で法案が作られていたものでそれとの関連で廃案となつたのであろう。治安警察法では、先行の集會及政社法と同じく、「日本臣民ニ非サル者ハ政事上ノ結社ニ加入シ又ハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス」(第六条)として外国人の政治活動を規制した。外国人に許可すれば、日本人女子にも許さないわけには行かないこと、次項をみればあきらかだからである。(補注1)

#### N、新聞紙条例改正

「此現行新聞紙条例第六条ニハ、内国人ニシテ滿二十才ノ男子ニアラザレバ發行人編輯人印刷人トナルコトガ出来ナイノデアリマス、然ルニ此改正条約實施ノ結果ト致シマシテ、外国人モ即チ我帝國ニ於テ新聞紙雜誌等ノ發行ヲ致サナケレバナラナイ、又為ル訳デアリマス、然ルニ内国人ト限リマスレバ、外国人ハ是等ノ業務ニ従事スルコトガ出来ナイコトニナリマス、又男子ニアラザレバトゴザイマスレバ、女子ニハ斯ノ如キ營業ノ自由ヲ与ヘナイコトニナリマスルガ故ニ、是等ハ改正条約ノ結果ト致シマシ

テ、又今日國運進歩ノ場合ト致シマシテ、已ムヲ得ナイコトト認メマシタガ故ニ、委員會ニ於テハ万場一致ヲ以テ贊成シタ次第デゴザイマス」(委員長報告)<sup>34)</sup>よつて第六条第一項は「年令滿二十年以上ニシテ帝國內ニ居住スル者ニアラサレハ發行人・編輯人・トナルコトヲ得ス」と改正され衆議院を通過した。新条約が實施される↓外国人(男女)に権利を認めなければならぬ↓日本の女子の権利も認めざるを得ないという論法であつた。そして貴族院においても、三十一年十二月二十四日第三読會が終了した。そして三十二年三月八日法律第五号として公布されるに至つた。

#### (補注2)

明治三十一年十二月十三日、農商務大臣曾禰荒助は青木周蔵外相あての書類中次のようにのべた。「条約實施準備上左記ノ諸法律制定又ハ改正ノ必要有之ニ付夫々案ヲ具シ閣議ニ提出致置候」と。そして次の法案を列挙する。特許法・意匠法・商標法・取引所改正案・鉱業条例改正案・砂鉱採取法改正案である<sup>35)</sup>。すでにのべた所で明らかなように、この時期の法律の制定・改正は非常に広範にわたつていた。しかもそれらはその後の法制の基礎となり、今日にまで効力を持ち、あるいは影響力を持つものが多いことを強調したいと思う。

#### 四、宗教・学校教育

明治三十一年八月九日、板垣内相は新条約實施以後の外国人の接遇に関して論告を發したが、その中で「抑も既に権利を得れば亦之に伴ふ義務を果さざるべからず我國民の外人に対する接遇如



何は、番に我文化の進度を表するのみならず実に国家の面目に是れ繋れり」とのべているが<sup>36)</sup>、思想、文化の面での変貌をとりあげるとすると宗教と学校教育の重大な変化が目につく。当時宗教に関する最大の問題は何といってもキリスト教と神道・仏教各派との取扱いをどうするかという点であった。さらにキリスト教系の学校において宗教教育をすべきか否かという問題もあった。

明治三十一年十二月九日に開かれた条約実施研究会第四回の合会で、報告者の伊沢修二は「即ち信教ノ自由ト云フコトカラ一ノ宗教ヲ或ル学校ニ許シテ其宗教デヤリマスト云フト、其宗教ニ適セヌ所ノモノハ自分ハ信ジナイ其信ジナイ所ノ宗教ヲ強テ課セラル、ト云フコトニナリマス、普通教育ニ於テ強テ課セラル、ト云フコトニナリマス、政府ハ六年ナラ六年、四年ナラ四年ノ間ト云フモノハ其子供ヲ出サナクテハナラヌト云フコトヲ国民ニ命ジテ出サセルソコデ或ル一種ノ宗旨ヲ極メラレタナラバ其宗旨ニ適セヌ所ノモノハ自分ノ信仰ノ外ノコトヲ強課セラレルト云フ結果ニナルダラウト思ヒマス、其点カラシテ是レハ許スコトハ出来ナイ、ソレカラシテ高等ナル普通教育即チ中学ノ方ニナリマスとソレトハ少々趣ヲ異ニシテ居リマス、是レハ歴史上カラドウモ宗教ヲ課スルト云フコトハ：：何ゼナレバ外国ノ学校デ宗教ヲ課スルノハ、歴史上カラ来テ居リマス、日本ノハ歴史ヲ異ニシテ居ッテ從來教育ニハ宗教ヲ加ヘヌ方ノ歴史デアリマス、ダカラシテ其歴史ヲモ破ッテ宗教ヲ加ヘルト云フ必要ハナカラウト思ヒマス」とのべた<sup>37)</sup>。これに対して学校教育には宗教教育を加味した方がよいとの意見も出たが、大方は賛成の雰囲気であった。つまり学校では宗教的に無色・中立が望ましいという立場であるが、それは必

然的にキリスト教を学校教育から排除するという立場に連なるものであった。明治三十二年七月の内務省令第四十一号は神仏道以外ノ宗教宣布並堂宇会堂等ニ関スル規定であり、キリスト教はこれによって公認された一方では政府の監督下に入ることになった<sup>38)</sup>。ところで注意すべきことは、帝国議会で神道を特別視するという意見が条約実施を目前にして出されていた事実である。すなわち大津淳一郎等の議員によって「神社に関する特別官衙設置建議案」が衆議院に提出された<sup>39)</sup>。さらに貴族院においても二月六日に紀俊秀は演説している。「神社ト云フモノハ決シテ宗教ト同一視スベキモノデナイ、神祇ト云フモノハ彼ノ信仰ノ自由ヲ許シテ居ル所ノ仏教トカ或ハ耶蘇教ト云フモノト決シテ同一ニ視ルベキモノデナイト云フコトハ是ハモウ極明ナルコトデアリマシテ(中略)然ルニ此神社ノ事柄ヲシテ唯同一部局即チ内務省ノ一省ノ中ニ社寺局ト云フ局ガアツテ其社寺局ノ中ニ神社課モアレバ寺院課モアリ或ハ耶蘇教ト云フヤウナ宗教ト共ニ同一部局ノ下ニ管轄セシムルト云フ有様デアリマス(中略)殊ニ改正条約ノ実施セラレントスル今日デアリマスカラ神社ト云フモノト宗教ト云フモノトノ區別ヲシテ置クノハ非常ニ切迫シタ事柄デアッテ今日最も必要ナコト、考ヘマス」とのべている<sup>40)</sup>。このような動きを背景として翌三十三年四月二十七日、内務省は明治九年以来の社寺局を廃止して神社局と宗教局とをおき、神社行政を一般宗教行政から分離した。これによって神社局は内務省第一の局になった。ちなみに宗教局は大正二年文部省の管轄に移された。ついで八月三日、私立学校令が勅令三五九号として公布され、「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス依テ官立公立学

校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ、課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ、又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フ事ヲ許ササルヘシ」という訓令第十二号も発せられた。これ以後ミッシヨンスクルの前途は多難となり、あるいは信仰を捨てて国家神道と妥協し、あるいは信仰を守って学校として受ける特権を放棄したりした。このような学校教育からの宗教色の払拭、神道の他宗教からの特殊化という傾向は、小学校教育にも影響を及ぼさずにはおかなかった。とくに神道と密接な関連をもつと考えられる小学校の日本歴史教科書は、修身・国語と並んで注目されるようになり、三十三年八月改正の小学校令では、高等小学校において「日本歴史ハ国体ノ大要ヲ知ラシメ兼テ国民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス」という目標から「日本ノ歴史ハ建国ノ体制、皇位ノ無窮、歴代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、国民ノ武勇、文化ノ由来、外国トノ関係ノ大要ヲ授ケ以テ国初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ知ラシムヘシ」とされた。(施行規則) 明治三十二年ごろから教科書会社は歴史教科書に改訂を加え、明治三十五年にかけて発行したという<sup>41)</sup>。なお二十三年十月公布の小学校令にもとづく二十四年十一月の小学校教則大綱と比べると「郷土ニ関スル史談」がとりのぞかれ、かわって「外国トノ関係ノ大要」が入っている点も第二の開国の時期にふさわしい特色であろう。かくして明治三十六年十月には、他の科目とともにさいしょの「小学日本歴史」の国定教科書版が誕生するに至るのである。

## 五、おわりに

現代は日本人が国際化時代に対応していかにあるべきかという議論が盛んであるが、長い間閉鎖的社会を形成してきた日本人の中に外国人が自由に入りこんできた一八九九年という年は、日本歴史上画期的な時代であったに違いない。この稿のさいしょの所で内地雑居実施の年を第二の開国と称したが、開国を論ずるばあいペリー来航はもちろん重要であるが、実はもう一つの開国が先行する。それは十九世紀の初頭のころで、開国ということばもすでにその頃からみられる。しかも *colony* の訳語として「ハルマ和解」や「訳鍵」などに出てくる<sup>42)</sup>。つまり今日でいう植民地のことを指すわけだが、当時の日本にそれをあてはめれば、寛政十一年(一七九九)にはじまる蝦夷地の開拓、領土化の進行の過程を指していた<sup>43)</sup>。この事実には別にひろく鎖国体制全体の中で改めて考察されねばならないが、筆者はこれを第一の開国と考えた。従って本稿で問題とした時代は第三の開国に当ることになる。閉鎖的歴史社会をもつ日本に重大な変更を迫ったのが開国であり、あるいはもっとひろく対外関係が日本歴史変動の決定的要因であるという観点からこの論文は書かれた。

1) 「新聞集成明治編年史」10、四一七ページ、以下「編年史」、何ページと略記する。

2) 秋月俊幸「幕末の樺太における日露雑居の成立過程」(1)、(2)〔北方文化研究11・12〕

3) 「清水谷文書」(「函館市史史料編第二巻」)、三五五ページ

4) 「明治文化全集第十一巻外交篇」、三五九ページ

5) 「函館市史史料編第一巻」、九四〇ページ

- 6) 同前、九四四ページ
- 7) 「函館港規則沿革書類」付録（「函館市史史料編第二巻」、五三一～五四二ページ）
- 8) 「日本外交年表並主要文書」上、二一六ページ
- 9) 「日本外交文書第三十一巻第一冊」、四六ページ
- 10) 「編年史」、四〇八ページ
- 11) 「条約実施研究会速記録1」5回、七二～八二ページ、国会図書館所蔵
- 12) 「日本外交文書第三十二巻」、九二～九四ページ
- 13) 「近代日本総合年表」（岩波書店）、一五八ページによる。ただし「労働世界四二号」は未見
- 14) 「編年史」、四二二ページ
- 15) 「日本外交文書第三十二巻」、七一五ページ
- 16) 同前、七六六ページ
- 17) 「日本外交文書第三十四巻」、七七五ページ
- 18) 「日本外交文書第三十二巻」、六四・六五ページ
- 19) 「日本外交文書第三十四巻」、九八二～九九〇ページ
- 20) 「日本外交年表並主要文書」上、一五〇ページ
- 21) 中川善之助・阿部浩二編「著作権」（第一法規）、一三ページ
- 22) 「帝国議会貴族院議事速記録14」、二七七ページ、「東京大学出版会」。以下「貴（衆）院15」何ページと略記する
- 23) 現在この留保を宣言しているのは、日本、メキシコ、トルコ、タイ、ユーゴスラビア、アイスランドの六か国にすぎない。
- 24) 塙 毅「明治三十二年の国籍法成立に至る過程」（「芳賀幸四郎先生古稀記念日本社会史研究」、笠間書院）、三〇一～三二二ページ
- 25) 「貴院15」、五二〇～五二二ページ
- 26) 藤崎道好「水先法の研究」（成山堂書店）一四〇ページ
- 27) 「衆院14」、二五七ページ
- 28) 「貴院13」、一二六ページ
- 29) 小山博也「条約改正」（「日本近代法発達史2」、一九九ページ）
- 30) 英修道「明治外交史」（至文堂）、九六ページ
- 31) 「衆院13」、六四ページ

- 32) 「衆院13」、八五ページ
- 33) 「貴院13」、一一一～一二二ページ
- 34) 「衆院14」、二五八ページ
- 35) 「日本外交文書第三十一巻第一冊」、三一ページ
- 36) 「編年史」、二七二ページ
- 37) 11)と同じ、四〇～四二ページ
- 38) 村上重良「国家神道」（岩波新書）、三一ページ
- 39) 「衆院14」、二五二ページ
- 40) 「貴院14」、二五六ページ
- 41) 海後宗臣「歴史教育の歴史」（東大出版会）、九二ページ
- 42) 杉本つとむ「江戸時代蘭語学の成立とその展開III」（早稲田大学出版部）、六六八ページ
- 43) 海保嶺夫「近世の北海道」、一四四ページ（教育社歴史新書）
- （補注1）治安警察法では、女子は外国人と同様政事結社に加入することは禁止されたが、公衆を会同する政談集會に参加することは禁止されていない。これは恐らく、さきの集會及政社法の改正案が衆議院を通過したことが影響してであろうと思われる。
- （補注2）新聞紙条例が改正されて女子・外国人が発行人になれたことは画期的な変化と思われる。とくに女子はこの改正に刺激されて、婦人記者が輩出したことは特記するに足る事実であり、内地雑居がもたらした重要な結果の一つであろう。